

## 1 介護保険給付サービス

利用者負担金は下記の利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された負担額です。

利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

## ○ 通所介護

## (1) 基本料金

(1日につき)

所要時間 要介護度	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	3,620円	3,800円	5,580円	5,720円	6,450円	6,560円
要介護2	4,150円	4,360円	6,600円	6,760円	7,610円	7,750円
要介護3	4,700円	4,930円	7,610円	7,800円	8,830円	8,980円
要介護4	5,220円	5,480円	8,630円	8,840円	10,030円	10,210円
要介護5	5,760円	6,050円	9,640円	9,880円	11,240円	11,440円

## (2) 加算料金

(1日につき)

加算の種類	加算額
サービス提供体制強化加算	(I) イ 180円 (I) ロ 120円 (II) (III) 60円
入浴加算	500円
中重度者ケア体制加算	450円
個別機能訓練加算	(I) 460円 (II) 560円
ADL維持等加算	(I) 30円/月 (II) 60円/月
認知症加算	600円
若年性認知症利用者受入加算	600円
栄養改善加算	1,500円 (月に2回を限度とし、3ヶ月毎に見直し)
栄養スクリーニング加算	50円 (6ヶ月に1回を限度とする)
口腔機能向上加算	1,500円 (月に2回を限度とし、3ヶ月毎に見直し)
介護職員処遇改善加算 (II)	(基本料金+加算料金) × 4.3%

- ・ ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
- ・ また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ 介護保険からの給付金額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の自己負担額も変更致します。

## ○ 介護予防・日常生活総合事業 (現行相当のサービス)

## (1) 基本料金

要支援度	1月あたりの料金
要支援1	16,470円
要支援2	33,770円

## (2) 加算料金

加算の種類	加算額
サービス提供体制強化加算 (I) イ	要支援1: 720円 要支援2: 1,440円
サービス提供体制強化加算 (I) ロ	要支援1: 480円 要支援2: 960円
サービス提供体制強化加算 (II)	要支援1: 240円 要支援2: 480円
生活機能向上グループ活動加算	1,000円
運動器機能向上加算	2,250円
栄養改善加算	1,500円
口腔機能向上加算	1,500円
選択的サービス複数実施加算 (I) (II)	(I) 4,800円 (II) 7,000円
事業所評価加算	1,200円
介護職員処遇改善加算 (II)	(基本料金+加算料金) × 4.3%

## ○ 介護予防・日常生活総合事業 (緩和した基準によるサービス)

## (1) 基本料金

要支援度	1月あたりの料金
要支援1	13,170円
要支援2	27,010円

## (2) 加算料金

上記同様

## 2 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

## (1) 食事の材料の提供 (食材料費)

ご契約者に提供する食事の材料及びおやつにかかる費用です。

利用料金: 1回 660円

## (2) レクリエーション (教養娯楽費)

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただけます。その際、内容によって材料費等の実費をいただきます。

利用料金: 材料費等の実費

## 特別養護老人ホーム新光園利用料金表

## 1 介護保険給付サービス利用料金

原則としてお支払いいただく利用者負担金は下記の利用料金の1割の金額です。※介護保険の2割負担の方は別に定めています。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

## (1) 基本料金

(1日につき)

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
基本介護サービス費 (個室・多床室)	5,570 円	6,250 円	6,950 円	7,630 円	8,290 円

※ ご契約者がまだ要介護を受けていない場合には、利用料金の全額をいったんお支払していただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2) 加算料金

(1日につき)

加算の種類	加算の内容	加算額
日常生活継続支援加算 (I)	重度の要介護状態の者や認知症の入所者が多くを占め、かつ介護福祉士を有する職員を手厚く配置し、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援する施設の場合	360 円
夜勤職員配置加算 (I) ロ	夜勤介護職員数が最低基準を1人以上、上回っている場合	130 円
夜勤職員配置加算 (III) ロ	上記に加え、夜勤帯を通じて喀痰吸引等のできる介護職員を配置している	160 円
看護体制加算	(I) 常勤の看護師を1名以上配置の場合	40 円
	(II) 看護職員を定数以上配置し、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保	80 円
配置医師緊急時対応加算	配置医師との体制を整え医師と施設の間で具体的な取り決めがなされて早朝・深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合	
	早朝・深夜の場合	6,500 円/回※
	深夜の場合	13,000 円/回※
看取り介護加算 (I)	入所者又は家族の同意を得て、看取り介護に関する計画により行う場合	
	死亡日以前4日～30日	1,440 円
	死亡日の前日、前々日	6,800 円
看取り介護加算 (II)	上記 (I) に加え配置医師との医療提供体制を整備して看取った場合	
	死亡日以前4日～30日	1,440 円
	死亡日の前日、前々日	7,800 円
個別機能訓練加算	機能訓練員として作業療法士を常勤で配置している場合	120 円
	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合	50 円
	初期加算	新入所した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える入院後、再入所した場合 (30日を限度)
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算 (入所中1回、場合により2回を限度)	4,600 円
	退所後訪問相談援助加算 (退所後、1回を限度)	4,600 円
	退所時相談援助加算 (1回を限度)	4,000 円
	退所前連携加算 (1回を限度)	5,000 円
栄養マネジメント加算	必要な体制が整備され、栄養マネジメントを行った場合	140 円
低栄養リスク改善加算	新規入所時及び再入所時の低栄養リスクが高く改善のための栄養管理を行った場合	3,000 円/月※
経口移行加算	必要な体制が整備され、経管による食事摂取の方などが経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合	280 円
経口維持加算 (I)	摂食嚥下障害のある利用者に計画的な支援と評価を行った場合	4,000 円/月※
再入所時栄養連携加算	入居者が医療機関に入院し栄養摂取状況が大きく変わり調整を行った場合	4,000 円/回※
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	60 円/回※
入院または外泊時の費用	入所者が病院または診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合 (1月に6日を限度)	2,460 円
口腔衛生管理体制加算	歯科医師及び歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	300 円/月※
排せつ支援加算	利用者の排泄障害を軽減できると医療職が判断し利用者が望んだ場合	1,000 円/月※
褥瘡マネジメント加算	褥瘡発生を予防するため計画的な評価と取組みを実施した場合	100 円/月※
介護職員処遇改善加算 (III)	介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合	(基本料金+加算料金) × 6.0%

※月単位もしくは回数単位

## 2 介護保険給付対象とならないサービスの概要と利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### (1) 居住費及び食費

(1日につき)

居住費	従来型個室 1,150 円 、 多 床 室 840 円
食 費	1,420 円

負担限度額認定を受けた場合には、認定証に記載されている負担額とします。

### (2) その他の費用

特別な食事	・栄養士の作成した献立以外の食事等を希望される場合は(酒類を含みます)要した費用の実費をいただきます。
理髪	・原則として毎月第4月曜日に理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。 利用料金：1回あたり2,000円
所持金の管理	・ご契約者の希望により、所持金管理サービスをご利用いただけます。尚、詳細につきましては別紙「上越老人福祉協会運営特別養護老人ホーム施設入所者金銭管理規程」に記載のとおりです。
レクリエーション、クラブ活動	・ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことが出来ます。 利用料金：材料費・参加費等の実費をいただきます。
複写物の交付	・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合にはその旨お話しください。